平成２４年（フ）第５５号
山口県長門市東深川1967番地２　安藤ビル405号室
債務者　中村　　晃
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎832番地の１
債務者　丸山　信満
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第５号
福岡県田川郡川崎町大字川崎832番地の１
債務者　丸山　明香
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第８号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　早瀬美千子
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県田川郡福智町神崎1098番地１、前住所福岡県田川郡福智町神崎1570番地
債務者　田村　龍子
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２号
大分県佐伯市鶴見大字羽出浦564番地
債務者　増子菜穂子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
鹿児島県南九州市川辺町今田85番地９
債務者　宇都美保子
１　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５２号
秋田県大仙市協和船岡字上宇津野264番地
債務者　藤原　美香
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２５号
福島県相馬市中村字川沼163番地
債務者　遠藤　　淳
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１０９号
岐阜県可児市広見2099番地　ルビーン・レオーネＡ―205
債務者　徳弘　昌子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１０号
岐阜県可児市土田4091番地４
債務者　長瀬　泰治
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１６１２号
京都市伏見区中島河原田町４番地の24
債務者　小原　光治
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
京都市下京区富小路通五条上る本神明町426番地２　富小路モーリシャス301
債務者　田中　豊久
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９８号
兵庫県西宮市両度町３番３―206号
債務者　宮下　純一
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８００号
兵庫県芦屋市若葉町２番２―844号
債務者　油野　直子
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５３号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―631
債務者　大内　義理
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
広島県三原市中之町１丁目14番15号
債務者　新木光則こと　鎗野　光則
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８号
広島県三原市皆実４丁目８番35号　ますの荘10号
債務者　上田三枝子（旧姓杉田）
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係